

環境と産業の 未来のために

2006.10 Vol.14

No. 44

No.44 CONTENTS

◆循環型社会実現のために産業廃棄物適正処理の推進を

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 木村祐二

◆廃棄物の適正処理と不法投棄対策推進のために

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長 牧谷邦昭

◆持続可能な循環型社会の形成に向かって

産廃振興財団専務理事 飯島 孝

◆石綿を含む廃棄物に係る廃棄物処理法等の改正

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

◆不法投棄未然防止対策検討委員会・その5

◆財団の動き

(財)産廃振興財団

産廃振興財団NEWS



財団 産業廃棄物処理事業振興財団
法人

循環型社会実現のために 産業廃棄物の

本年7月から産業廃棄物対策を担当することになりました。よろしくおねがいたします。環境庁に入って以来、環境アセスメント、水質保全、大気保全、化学物質対策、地球環境問題などに携わり、前職では廃棄物処理事業者としての経験もしました。これらの経験を生かし、産業廃棄物行政という環境行政における極めて重要な分野に全力で取り組みたいと考えています。

有限な地球環境の中で暮らす我々にとって、持続可能な社会を実現していくことは、現在の生活をよりよいものにすることのみならず、人類が将来にわたって環境の恵沢を受けながら発展していくための極めて重要な課題です。その持続可能な社会を実現する手段として、循環型社会というキーワードがあります。リデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進により廃棄物による環境への負荷を低減させることは、また、有限な資源を有効に利用することでもあります。我々が直面する資源問題と環境問題に対する処方箋です。

その循環型社会の実現のために産業廃棄物対策が果たすべき役割には極めて大きなものがあります。日本全体で排出される廃棄物の総量は約4億5千万トンですが、そのうち4億トンが産業廃棄物です。リデュースによりこの4億トンを可能な

限り抑制していくことが必要であることは論を待ちませんが、他方で、いったん廃棄物として排出されたものをリユース、リサイクルしていく取り組みにおいても、また、最終処分に至る廃棄物処理の流れにおいても、産業廃棄物の適正処理は極めて重要です。産業廃棄物の不法投棄や不適正処理は、それ自体が環境へ重大な影響を与えるばかりでなく、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を増大させ、廃棄物処理施設の立地を困難にすることによって、処理しきれない廃棄物の更なる不法投棄へとつながる悪循環を生みかねません。また、リサイクルすると称して大量の有害廃棄物を蓄積した豊島の例に象徴的に現れているように、例えリサイクルされるものであっても、それが廃棄物である間は廃棄物処理法等に基づき廃棄物として適正に管理されなければなりません。循環型社会は産業廃棄物の適正処理があってこそ実現するものであると言えます。

産業廃棄物の適正処理を確保するために、これまでほぼ毎年のように廃棄物処理法の改正を行ってきたことはご承知のとおりです。排出事業者責任の明確化、処理業の許可における欠格要件の強化と悪質業者に対する許可取り消しの義務化、施設設置許可の厳格化、不法投棄に対する厳罰化と

適正処理の推進を

環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 木村祐二



原状回復基金制度の創設等がその内容です。また、それらの法律上の手段が適切に活用され、適正処理が確保されるように、「行政処分の指針」を全面的に見直し、昨年 7 月に環境省から都道府県等に対して通知しました。

悪質な事業者が不当に安い処理料金で排出事業者から処理を受託し、それが不適正処理や不法投棄につながることであれば、優良な事業者は市場で淘汰されかねません。逆に、法の規制により悪質な事業者を徹底して排除するとともに、優良な事業者を積極的に育成することができれば、市場において優良事業者が優位に立ち、廃棄物処理業界全体の構造改革がより一層進みます。このため、環境省では法による規制の徹底とともに、優良事業者の育成策を講じています。その一つが優良性評価制度です。これは遵法性、情報公開性、環境保全への取組みに優れた事業者を認定し、公表する制度であり、優良事業者に認定されると、処理業の許可の更新の際に申請書類の一部を省略することができます。制度が始まったばかりであり、現時点では認定事業者はまだそれほど多くはありませんが、現在多くの都道府県が認定の手続きを準備中ですので、今後は許可の更新に際して優良事業者の認定を受ける事業者が格段に増加するこ

とが期待されます。認定事業者が増えれば、排出事業者は優良事業者の中から処理の委託先を選定することが一般化し、そうなること事業者も受託競争で優位に立つために優良事業者の認定を受けようとすることになり、この制度が真に生きてくると思います。

もう一つの方策として今環境省がその普及に力を入れているのが、電子マニフェストです。電子マニフェストは平成 9 年の廃棄物処理法の改正により導入された制度であり、廃棄物の受け渡しや処理の完了に伴い速やかに情報処理センターにデータが送られ、それが排出事業者等に伝達される仕組みになっています。残念ながら電子マニフェストの普及率は現時点で 4%程度であり、今後飛躍的な普及が期待されています。首相を本部長とする IT 戦略本部が本年 1 月にとりまとめた「IT 新改革戦略」でも、平成 22 年度までに普及率を 50%とするという目標が掲げられているところであり、政府をあげて電子マニフェストの普及に取り組もうとしています。

電子マニフェストは、事務の効率化とそれによる人件費の削減、法令の遵守、データの透明性の確保など、従来の紙マニフェストと比べ、様々な利点があります。また、排出事業者は、平成 19

年度分より、毎年度のマニフェスト交付状況を都道府県に報告しなければなりません。電子マニフェストを利用すれば、情報処理センターが都道府県に対する報告を実施するので、排出事業者による報告が不要になるというメリットもあります。

電子マニフェストは排出事業者と処理事業者の双方が加入しなければ進みません。このため、環境省では経済団体や業種別産業団体に対して電子マニフェストへの切り替えを強く要請していくことにしています。また、全国産業廃棄物連合会では、組織として電子マニフェストへの切り替えの促進を決定し、今後各県協会などを通じて、処理事業者に対し電子マニフェストに切り替えるよう精力的に普及啓発活動を進めようとしています。優良な排出事業者や処理事業者は電子マニフェストを使うのが当たり前という時代がまもなく到来することになります。

循環型社会の実現のために進められている 3R の一つである廃棄物のリサイクルについては、自動車、家電等の個別分野のリサイクル法による取り組みに加え、廃棄物処理法の枠内でも廃棄物の適正処理を確保しつつ、リサイクルが進めやすい仕組みを構築することが必要です。そのような仕組みとして廃棄物処理法には環境大臣が直接認定することにより、処理業や施設設置についての都道府県知事等の許可を不要とする再生利用認定制度が組み込まれています。この制度によって、これまで廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する場合、廃プラスチック類をコー

クス炉において使用する場合、建設汚泥を高規格堤防の築造に用いる場合等の再生利用が認められていますが、再生利用により生活環境保全上の支障を生じないようにするため、有害廃棄物については適用が除外されています。しかし、非鉄金属精錬施設で有用な金属を再生利用する場合などでは、有害廃棄物であっても生活環境の保全に支障のおそれがなく再生利用できる可能性があり、そのような場合について再生利用認定制度を適用する道を開くことも検討すべきであろうとの考えから、現在中央環境審議会の専門委員会においてご審議いただいているところです。

産業廃棄物行政におけるもう一つの課題は、21 世紀の負の遺産ともいえる PCB とアスベストの処理です。どちらも極めて優れた物質として大量に使用されましたが、その後有害性が明らかとなり、現時点ではその適正な処理が重要な課題となっています。

PCB については、まず、PCB としての量が多いトランス・コンデンサについて、政府全額出資の日本環境安全事業株式会社(JESCO)により、全国 5 カ所の処理施設での化学処理を中心とした処理体制が確立しつつあります。また、安定器、汚泥、感圧複写紙等の PCB 汚染物についても、JESCO において処理施設の整備が計画されています。

PCB 廃棄物としては、この他に低濃度の PCB に汚染されたトランス等が全国に約 120 万台あります。これらは数十 ppm 程度の濃度の PCB 廃棄物であり、基本的には民間の処理施設により処理が可

能であると考えていますが、安全確実な処理の促進を図る観点から、現在環境省において既存の廃棄物焼却施設等を活用した焼却の実証試験を実施しているところです。

一方、アスベストについては、建物の解体やアスベストの除去により出てくるアスベスト廃棄物を安全かつ滞りなく処理をする体制を確立することが重要な課題です。このため、先の通常国会で廃棄物処理法を改正し、石綿スレート等の非飛散性のアスベスト廃棄物についての処理基準を定め、また、アスベスト廃棄物の溶融施設を施設の設置許可が必要な施設に追加するとともに、環境大臣がアスベスト廃棄物の処理事業者と処理施設を直接認定し、都道府県知事等の許可を不要とする無害化処理認定制度を創設しました。無害化処理認定制度においては、申請書や生活環境影響調査結果書の公告・縦覧、認定施設に対する立入調査や改善・措置命令等が環境省により実施されることになります。

以上のような産業廃棄物に関する重要政策を実施するために、産業廃棄物課では平成 19 年度予算として次のような事項を要求しています。

まず、優良性評価事業を広め、定着させていくための「産業廃棄物処理業優良化推進事業費」です。来年度は特に、環境省の地方環境事務所と連携した普及啓発や研修の実施、優良事業者情報を公開するネットワークシステムの改善、優良性評価基準の高度化の検討等を進めます。

電子マニフェストの普及については、「電子マ

ニフェスト普及促進事業費」を要求しており、来年度は、ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会の実施等普及啓発活動を精力的に進めるとともに、利用性や付加価値を高めるために、電子行政報告システムの構築や、民間の社内会計システムと電子マニフェストの融合システムの推進を行います。

PCB 廃棄物対策としては、引き続き JESCO による PCB 処理施設の整備を補助するとともに、低濃度 PCB の焼却試験を継続するため、「低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業」を進めます。

アスベスト廃棄物については、無害化処理認定制度の実施のために、来年度新たに「石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費」を要求しています。これにより、認定審査のための技術専門委員会の設置、対象施設の立入検査等を進めます。

これらの他、「産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助」や「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」についても、来年度も引き続き実施すべく予算要求しています。

以上、産業廃棄物行政における当面の課題について述べてきました。産業廃棄物対策は循環型社会を支える基盤です。産業廃棄物分野の構造改革を引き続き進めエコビジネスとして更に発展できる環境を整えるとともに、適正処理を確保するためのこれまでの流れを更に確実にすべく取り組んでいきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

廃棄物の適正処理と 不法投棄対策

平成 18 年 7 月 20 日から適正処理・不法投棄対策を担当することになりました。これまで、環境省において、ダイオキシン対策、地球温暖化対策、化学物質対策などに取り組んできました。廃棄物対策も以前に担当した経験がありますが、ここ 10 年あまりの間の廃棄物行政の進展はめざましいものがあり、初心に返って取り組む所存です。

さて、当室では、廃棄物の不法投棄対策、特別管理廃棄物の適正処理、廃棄物の輸出入の管理などを所管しています。現在、環境省では、廃棄物・リサイクル対策として、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指して、廃棄物等の発生抑制、廃棄物等の循環的な利用の促進、適正な処分の確保の 3 つの課題に取り組んでいます。この文脈で言えば、廃棄物の不法投棄対策は、適正な処分の確保の最後に位置する最終処分を扱う点で、廃棄物・リサイクル対策全体をきちんと完結させる位置にあるといえます。そして、不法投棄は、廃棄物の不適正な処理の結果が明確に目に見える形で現れるため、国民の廃棄物問題の捉え方に大きく影響する問題です。不法投棄が解決されないと、廃棄物に対する住民不信、都道府県における流入抑制、処理施設の設置難といった状況を招き、それがまた不法投棄の誘因となるという悪循環が解消されないという構造があります。

このような不法投棄問題に対して、環境省では、未然防止と原状回復の両面から、対策を進めてい

ます。特に、数次の廃棄物処理法の改正により、罰則の強化、排出事業者責任の徹底を図るとともに、地方環境事務所の設置などによる監視の強化を進め、未然防止対策を強化してきました。また、産業廃棄物処理には、悪貨が良貨を駆逐する構造がありますが、今後は、電子マニフェストの普及や優良処理業者の評価制度を通じて、「良貨」を伸ばす施策も強化する方針です。

一方の原状回復についても、産廃特別措置法や廃棄物処理法に基づく財政支援や地方財政措置があり、その円滑な施行を進めているところです。

こうした対策強化もあり、産業廃棄物の不法投棄は改善傾向にあります。平成 10 年度前後のピーク時において、年間約 1,000 件、約 40 万トンであったのに比べて、平成 16 年度には約 670 件、約 20 万トンに減少しています。また、不正軽油の製造に伴う副生物である硫酸ピッチの不法投棄についても、平成 15 年度をピークに、ほぼ終息に向かいつつあるとみています。

しかし、こうした成果があるものの、不法投棄の解決は道半ばと言えます。環境省では平成 16 年に策定した不法投棄撲滅アクションプランにおいて定めた「平成 21 年度までに大規模事案(5,000 トン超え)をゼロとする」目標に向けて、さらに対策を進めていくこととしています。

もう一つの課題は、廃棄物等の輸出入の管理です。近年、アジアの経済成長と資源需要の増大に対応して、鉛バッテリーや廃家電製品などいわゆ

推進のために

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室長 牧谷邦昭



る電気電子機器廃棄物(E-waste)の輸出入が活発化していますが、これに伴って、バーゼル条約に違反する不適正な輸出入が一部に見られています。環境省では、これまでアジア諸国の担当者間のネットワークを強化するためのワークショップの開催などを行ってきましたが、今後は、バーゼル条約事務局と協力して、アジアのE-Wasteに関する取組も強化していく方針です。

今後とも、廃棄物の適正処理と不法投棄対策の一層の推進を図って参りますので、皆様方のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

また、環境省は、今年8月末に平成19年度概算要求についてとりまとめました。上述の方針を踏まえて、適正処理・不法投棄対策室では、前年より27百万円増の41億8千7百万円の要求をしており、主なものは以下のとおりです。

(国際的な3Rの推進)

○アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 31百万円→ 39百万円

アジア資源循環の実態を把握し、適正な資源循環を確保するため、「アジア不法輸出入防止ネットワーク」のワークショップの開催等によりアジア各国との連携を強化するとともに、アジア地域における中古品の基準、循環資源の有価性に関する調査や、ITを用いた循環資源のトレーサビリティ向上に資する制度設計の検討を行う。

○アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業 25百万円→ 42百万円

近年アジア太平洋地域において、廃家電をはじめとするE-waste(電気電子機器廃棄物)が急増し、環境及び健康に悪影響を及ぼすことが懸念されていることを踏まえ、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力してこの問題に取り組むため、同条約事務局が実施するワークショップの開催やインベントリーの作成等、E-wasteを環境上適正に管理するための事業に対して、拠出を行う。

(不法投棄対策と適正処理の推進)

○産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 3,970百万円 → 3,970百万円

平成9年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な拠出を求め、投棄者不明等の場合に支障除去等の事業を原状回復を代執行する都道府県等に資金の支援を行う制度が創設された。本補助金は、不法投棄による支障の除去等の円滑な実施のために、この基金の造成に必要な経費を補助するものである。

また、平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月以前に起きた不法投棄事案について、支障の除去等を代執行する都道府県等に資金の支援を行う制度として「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行され、基金制度が創設された。本補助金は、支障の除去等の円滑な実施のために、この基金の造成に必要な経費を補助するものである。



持続可能な循環型社会の 形成に向かって

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事 飯島 孝

7月21日付で浜田前専務理事の後任として当財団の専務理事に就任いたしました。当財団は平成4年、私が初めて廃棄物行政に携わった時に設立された団体で、当時は産業廃棄物処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化を目的とした債務保証業務が中心でしたが、その後14年を経て、不法投棄の原状回復の支援や未然防止対策、PCB処理技術の評価やPCB処理施設に対する技術支援、産廃処理業者の優良化推進事業など活動のウィングを大きく広げてきました。この間、私自身は平成4年から2年間、厚生省の産業廃棄物対策室長を務めた後、11年から環境整備課長として、13年から廃棄物行政が環境省に移管されたことに伴い廃棄物対策課長として、14年から廃棄物・リサイクル対策部長として廃棄物・リサイクル行政に携わってきました。今般、当財団に勤務することとなり、私としては廃棄物対策の原点に立ち戻った気持ちです。

「持続可能な循環型社会」の形成のためには産業廃棄物分野の構造改革が不可欠です。悪貨が良貨を駆逐する世界を優良業者が静脈産業の市場で優位に立てる世界に転換する構造改革は、平成9年以来の数度にわたる廃棄物処理法の改正を経て、現在その真っ只中にあります。当財団が行っている優良化推進事業や産業廃棄物処理業経営塾が構造改革推進のドライビング・フォースになるよう努力する所存です。

不法投棄の未然防止と原状回復基金制度の安定

的運営も構造改革を進める上で重要な課題です。地方自治体が不法投棄の山が大きくなる前に早期発見し行政処分ができるよう、エコパトロール事業についても来年度から新システムに移行します。専門家支援チームの派遣による原状回復支援事業の充実も基金制度の安定的運営に貢献しています。

負の遺産の代表であるPCB廃棄物の処理については、PCB廃棄物特措法に基づき、日本環境安全事業株式会社を中心とする処理体制が整備され、その確実かつ適正な処理が進められていますが、最近になって、非意図的にPCBが混入した低濃度PCB汚染電気機器の存在が判明し、その処理が問題になっています。本年3月には既存の産廃処理施設3箇所において低濃度PCB絶縁油の焼却試験が行われ、PCBが安全に分解されたことが確認されましたが、今後、他の処理施設においても、汚染容器・内部部材も含めて焼却実証試験を行いその安全性を確認するとともに、適切な処理体制を整備する必要があります。低濃度PCB汚染電気機器の確実かつ適正な処理体制の整備に向けて、環境省及び経済産業省のご指導を得ながら、当財団が、排出事業者である関連産業界と産廃処理業界との架け橋としてお役に立てるよう、汗をかきたいと考えています。

私たち財団は、これからも「持続可能な循環型社会」の形成に向かって奮励努力する所存でございますので、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

解説

石綿を含む廃棄物に係る 廃棄物処理法

等の改正について

・環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

I. 改正の背景

石綿による健康被害が顕在化する中、その飛散防止対策が喫緊の課題となっている。中でも、建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物の適正処理の確保が極めて重要である。

このため、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する石綿を含む廃棄物の高度な技術による無害化処理の促進・誘導を行うため、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 5 号)により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)を改正し、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に国が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を不要とするという制度(以下「無害化処理認定制度」という。)を創設した。

また、こうした無害化処理認定制度を創設する一方で、石綿を含む廃棄物については、科学的知見によると、1,500 度以上で熔融することで無害化処理することができるとされているところであり、従来の廃棄物処理法に則った都道府県知事による許可制度で適切な処理工程を示すことが可能

である 1,500 度以上で熔融処理する施設については、適切に構造・維持管理基準等を整備し、従来の許可制度を用いて石綿を含む廃棄物の適正処理を推進していく必要がある。

こうしたことを受けて、無害化処理認定制度の対象となる廃棄物や無害化処理の用に供する施設の基準を規定する等の措置や従来の許可制度に係る熔融処理施設の基準等の規定等を行った。

II. 無害化処理認定制度について

1 改正の趣旨

石綿を含む廃棄物は、有害性を有するとともに、建築物の解体等の増加により大量に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、石綿を含む廃棄物の処理方法は、最終処分場に埋め立てる方法にほぼ限られているのが現状である。

しかしながら、石綿を含む廃棄物の排出量の増加が予想される中で、大量の石綿を含む廃棄物が滞留し、不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿を含む廃棄物について無害化処理という新たな処分のルートを早急に確保することが不可欠である。

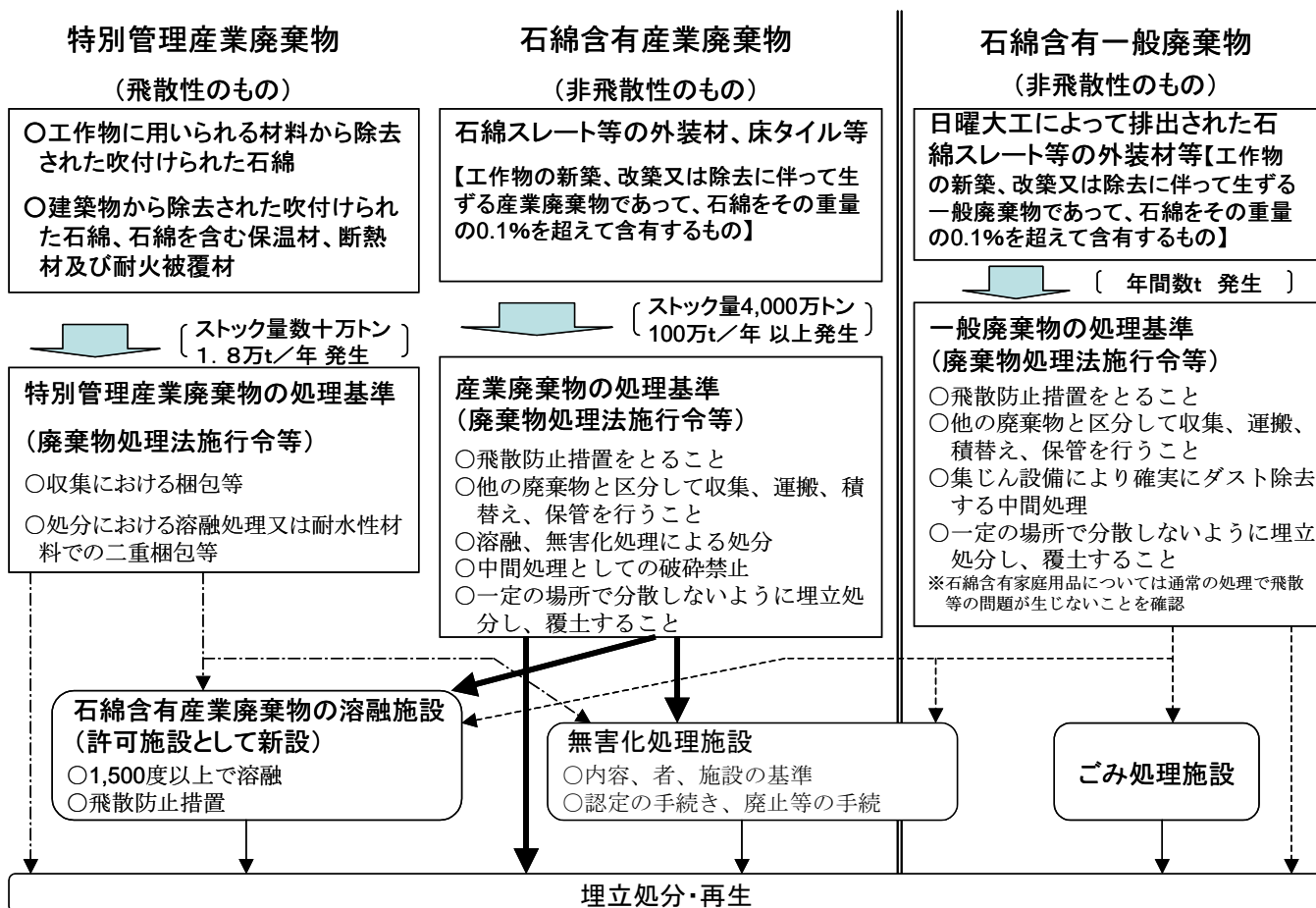


図1 石綿を含む廃棄物の類型と改正後の対策

こうした無害化処理は、施設の種類、炉内温度、投入物の混合割合等の条件が異なり、その組合せによって石綿の無害化を図る新たな技術となるため、これらの施設を活用した安全な無害化処理を円滑に進めるためには、国が個々の施設と方法ごとに安全性を確認し、迅速に施設の設置を進めることを通じて、政策的に促進・誘導することが必要となっている。これを踏まえ、無害化処理認定制度を創設することとしたものである。（図1参照）

2 改正の内容

(1) 無害化処理認定制度の対象となる廃棄物

無害化処理認定制度の対象となる廃棄物は、石綿を含む廃棄物その他の人の健康又は生活環

境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有し、かつ、無害化処理認定制度の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる廃棄物とする。具体的には、工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物で石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する一般廃棄物（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）、工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物で石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する産業廃棄物（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）及び廃石綿等とする。

(2) 無害化処理認定制度の認定について

① 認定の要件

無害化処理認定制度の趣旨は、石綿を含む廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る

被害が生ずるおそれがある廃棄物について、不適正処理の発生や人の健康及び生活環境への被害を防止するために、その無害化による迅速・安全な処理を促進することである。

このような趣旨から、無害化処理の内容の基準、無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準及び無害化処理の用に供する施設の基準に適合することを認定の要件とする。

i) 内容の基準

無害化処理認定制度の趣旨を踏まえ、以下の事項を要件とする。

- ・当該処理により、迅速な無害化処理が確保されること。
- ・処理する廃棄物を環境大臣が定める基準に適合する性状にすることが確実であると認められるものであること。
- ・受け入れる廃棄物の全てを無害化処理の用に供する施設に投入すること。
- ・設置に関する計画及び維持管理に関する計画が生活環境保全及び周辺施設について適正な配慮がされたものであること。
- ・廃棄物の飛散防止、悪臭の飛散防止等生活環境保全上の支障を防止するための基準を遵守すること。

とする。

なお、更なる詳細な事項は以下のとおりである。

ア) 無害化処理とは、石綿を含む廃棄物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物について、高度な技術を用いて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることとする。ここでいう、「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状」とは、以下のような性状になることをいう。

ア 石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃

棄物又は廃石綿等の無害化処理に伴い生ずる物に石綿が検出されない状況にすること。

イ 「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合、定量限界を下回ることである。具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」（日本工業規格 JIS A 1481）に準拠した方法を用いること。

ウ イにおいて、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。

エ) 高度な技術による無害化処理が、石綿含有廃棄物の迅速な処理に資するよう、廃棄物の処理能力が一日5トン以上の施設であること。ただし、石綿含有廃棄物等の投入量が著しく少量である場合には、本制度の趣旨にはそぐわないため、認定の対象とはならない。

ウ) 排ガスにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのない処理の方法であること。ここでいう人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないこととは、排ガス中の石綿の濃度が大気汚染防止法に規定する特定粉じんの敷地境界基準を参考に判断するものであることとする。

エ) 無害化処理施設に付属する排ガス処理設備から生ずるばいじん及び集じん器から生ずる粉じんについては、当該無害化処理施設での再度の無害化処理又はセメント固化することにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないよう処理又は埋立処分を行うこととする。

ii) 者の基準

無害化処理認定に係る処理を適切に行うに足る者であることに加え、国の認定を受ければ、地方公共団体の業の許可、施設の設置許可を不要とすることから、処理を行う者の適切性について地方自治体の許可と同等の要件を求めることとする。具体的には、

- ・廃棄物処理業の許可に係る欠格要件と同様の欠格要件に該当しない者であること。
- ・生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- ・無害化処理が確実にできるよう受け入れる廃棄物の性状の確認及び管理並びに施設の運転管理を行うことができる者であること。
- ・当該施設が一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合には、法令に規定する維持管理の基準に従い、維持管理をすることができる者であること。
- ・無害化処理を的確に行うことが可能な知識及び技能を有する者であること。
- ・無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有する者であること。
- ・無害化処理を自ら行う者であること。
- ・不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から 5 年を経過しない者に該当しないこと。

等とする。

iii) 無害化処理施設の基準

無害化処理認定に係る処理を適切に行うには、適切な施設で処理をすることが必要であること、さらに、国の認定を受ければ、地方公共団体の業の許可、施設の許可を不要とすることから、処理を行う施設の適切性についての要件を求めることとする。具

体的には、

- ・法令に規定する技術上の基準に適合していること。
- ・申請書に記載された処理能力を有すること。
- ・生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がされたものであること。

等とする。

なお、無害化処理の用に供する施設が熔融施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)7 条第 11 号の 2 に適用される構造上の基準及び維持管理の基準に準拠した環境省告示に基づく無害化処理施設が熔融施設である場合の構造上の基準及び維持管理の基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないよう措置するとともに、迅速かつ安全な無害化処理を行うことを担保する必要がある。ただし、これらの基準のうち、熔融施設の熔融炉内の温度については、無害化処理認定の審査において石綿含有廃棄物等を無害化することが可能であると判断された温度とする。

② 認定の法律上の効果

無害化処理認定制度は、認定を受けることで廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、都道府県知事又は市町村長の許可を取得する必要がなくなる。ただし、無害化処理の用に供する施設において焼却処理を行う場合、別途処理業及び焼却施設の設置許可の取得が必要となる等、認定の他に別途処理業及び設置許可の取得が必要となるものである。

認定を受けた処理業者については、廃棄物の処理基準等の義務が適用され、廃棄物収集運搬業者又は廃棄物処分業者とみなされる。

③ 認定の申請(図 2 参照)

無害化处理認定制度の手続きについては、取扱う廃棄物が人の健康又は生活環境に保全上の支障が生ずるおそれがあるものであることを踏まえ、(ア)周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境アセス」という。)の結果を記載した書類の提出、(イ)申請書等の告示・縦覧の実施、(ウ)関係自治体の長からの意見聴取、利害関係者の意見提出の機会の付与、といった廃棄物処理施設の設置許可と同様の手続きをとることとする。

また、生活環境アセスについては、廃棄物処理施設の設置許可の場合と同様の生活環境アセスを行うこととする。手続きについては、環境大臣は施設の設置

に関し生活環境の保全上の見地から関係がある都道府県及び市町村の長の意見を聴取することとし、利害関係を有する者からの環境保全上の見地から意見の提出の機会も付与することとする。

④ 指導監督について

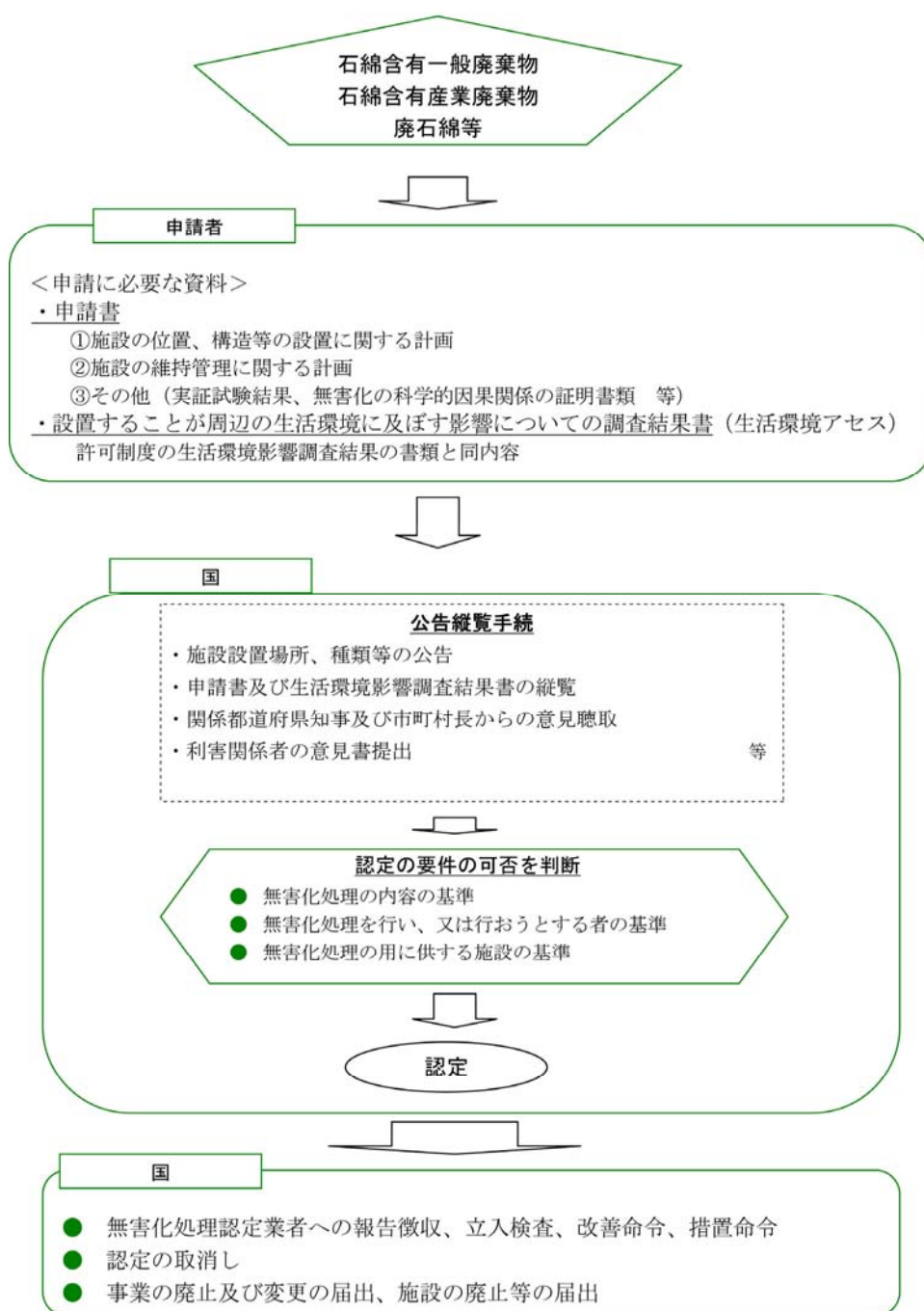


図 2 無害化处理認定手続のフロー

無害化处理認定を受けた者に対する指導監督として、認定を受けた者の当該認定に係る無害化处理に関する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令及び代執行は、環境大臣が行うこととする。

Ⅲ. 処理基準に係る改正について

1 改正の趣旨

石綿を含有する廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有廃棄物」という。）については、個別の処理基準が設けられていないことから、処分等の適正化を図るため、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（平成 17 年 3 月 30 日環産発第 050330010 号）に基づき、他の廃棄物と区分して処理すること等の生活環境保全上の支障を生じさせないための処理方法を事業者に対して指導しているところであるが、今般、石綿含有廃棄物の処理基準を規定し、適正な処理を確保することとする。

2 改正の内容

石綿含有廃棄物は、そのままでは飛散性はなく、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれはないが、破碎すると飛散により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるという性格を有するものである。

このため、①収集又は運搬に当たっては破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と区分して行うこととするとともに、②処分又は再生に当たっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により行い、又は直接に埋立処分をする場合には一定の場所で分散しないように行うこととする。また、石綿含有廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により処分することにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにするものとする。

Ⅳ. 産業廃棄物処理施設に係る改正について

1 改正の趣旨

石綿に係る健康被害の顕在化等を受け、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有産業廃棄物等」という。）の溶融施設についても、溶融処理の過程において石綿含有産業廃棄物等を適正に処理できる構造を有していることや飛散防止を徹底すること、さらに、周辺的生活環境への影響を防止することが求められていることから、当該施設の設置に当たって行政がその構造等を確認するとともに、設置後においても適切な維持管理を義務付けることが必要である。

このため、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設について、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の規定による施設の設置許可を要する施設とする。また、当該施設は人の健康へ影響を及ぼすおそれのある石綿を扱うものであり、当該施設の設置許可をする際には周辺的生活環境への影響を慎重に判断することが求められることから、生活環境アセスの実施や市町村長の意見聴取等の手続きを要する施設とする。

2 改正の内容

石綿含有産業廃棄物等の溶融施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる施行令第 7 条の産業廃棄物処理施設に追加することとする。この追加に伴い、施設の構造上の基準及び維持管理の基準を定めることとする。また、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設については、小規模であっても生活環境保全上支障がないように適切な構造及び維持管理により飛散を防止し、適切な処理を行う必要があるため、規模要件は定めないこととする。

また、当該施設において石綿含有産業廃棄物等に他の廃棄物を混合して処理し、焼却が行わ

れば、当該施設は焼却施設でもあることから、当該施設を設置する者は焼却施設の許可及び石綿含有産業廃棄物等の熔融施設の許可の両方を取得する必要がある。なお、前処理用の破碎設備については、当該施設の一部とみなし、破碎施設の許可を別途取得する必要はないものとする。

V. 特別管理産業廃棄物の範囲

1 改正の趣旨

特別管理産業廃棄物として厳しい処理基準が適用される「廃石綿等」については、今般の石綿による健康被害の顕在化等を受け、飛散性の石綿を含む建材を使用した建築物だけでなく、飛散性の石綿を含む建材を使用した建築物以外の工作物についても、その解体が進められ、その除去作業に際して飛散性の石綿を含む廃棄物が発生することから、今般、廃石綿等の定義の明確化を行うものである。

2 改正の内容

工作物を発生源とする飛散のおそれがある石綿を含む廃棄物について、建築物を発生源とする飛散のおそれがある石綿を含む廃棄物と同様に、厳格な処理基準が適用される特別管理産業廃棄物として指定することとする。

VI. 石綿含有廃棄物等に関する情報の伝達

1 改正の趣旨

石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有廃棄物等」という。）の不法投棄や不適正処理への対策及び廃棄物が地下にある土地の形質変更の際の周辺地域の生活環境の影響を未然に防止するための対策として、石綿含有廃棄物等の処理の流れを把握することを可能とするとともに、処分された石綿含有廃棄物等が最終処分場のどの位置に埋め立て

られているかを把握する必要があるため、所定の改正を行うものである。

2 改正の内容

石綿含有廃棄物等の処理工程の流れと排出量を把握するため、産業廃棄物管理票（産廃マニフェスト）及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。なお、当該規定が施行の際現に締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。また、最終処分場の埋め立て状況を確認することを可能とするため、最終処分場の設置者は、石綿含有廃棄物等を埋め立てた場所がわかる図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存すること等の措置を講じることとする。

また、都道府県知事は、指定区域台帳に記載する事項に、地下にある廃棄物に石綿含有廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有廃棄物等に関する事項を記載することとする。また、指定区域台帳に添付する書類に石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を追加することとする。

VII. おわりに

以上Ⅱ．からⅥ．までにわたって石綿を含む廃棄物に係る廃棄物処理法等の改正の概要を記させて頂いたが、石綿による健康被害が顕在化し、今後石綿が含まれる建築物の解体が一層加速すると見込まれる中、その飛散防止対策が喫緊の課題となっており、特に建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物の適正処理の確保が極めて重要となっている。今回の改正を受けて、石綿を含む廃棄物の適正処理が確保され、人の健康又は生活環境の保全が図られることを心から期待するものである。

PCB

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

PCB 廃棄物には高濃度と低濃度がある！

PCB 廃棄物の保管事業者への支援業務

PCB は不燃性で電気絶縁性が高いため、トランス、コンデンサ、安定器等の電気機器の絶縁油として利用されていました。しかし、PCB の生体・環境への影響が明らかになり、1972 年に PCB の製造や使用が禁止されました。

1972 年以前に製造された電気機器には、絶縁油として PCB を使用した機器と鉱油を使用した機器の 2 種類があります。このため、廃棄物となった電気機器は、PCB 廃棄物(特別管理産業廃棄物)と非 PCB 廃棄物(産業廃

棄物)に分類できます。

PCB 廃棄物の代表例であるトランス、コンデンサ及び安定器の写真を、1～3 に示します。

1. 高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物

近年、低濃度 PCB 廃棄物の存在が明らかになり、PCB 廃棄物は高濃度と低濃度の 2 種類に分類されます。

1) 高濃度 PCB 廃棄物

- ・電気機器製造時に絶縁油として PCB を使用したもの。
- ・絶縁油の PCB 濃度は数十%

である。

- ・日本環境安全事業株式会社で処理を開始している。
- 2) 低濃度 PCB 廃棄物(微量混入 PCB 廃棄物)
 - ・電気機器製造時は絶縁油として鉱油を使用した。製造過程あるいは流通過程等で非意図的に PCB が混入したもの。
 - ・絶縁油の PCB 濃度は 0.5mg/kg を超え、数十 mg/kg 程度が多い。
 - ・処理方法、処理体制等については、環境省、経済産業



写真1 トランス



写真2 コンデンサ



写真3 安定器

省の両省で検討しており、まだ許可施設は存在しないため、保管を継続しなければならない。

2. 高濃度 PCB 廃棄物・低濃度 PCB 廃棄物・非 PCB 廃棄物の分類

高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物は特別管理産業廃棄物に、非 PCB 廃棄物は産業廃棄物に分類されます。また日本環境安全事業株式会社では高濃度 PCB 廃棄物のみの処理を行うことから、保管事業者は保有している廃棄物を高濃度 PCB 廃棄物、低濃度 PCB 廃棄物あるいは非 PCB 廃棄物に確実に分類することが責務です。

分類する手順は、まず①高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物・非 PCB 廃棄物の 2 グループに分類し、次に②低濃度 PCB 廃棄物と非 PCB 廃棄物に分類します。①の分類は、各機器の製造年月及び型式を調査し(通常は銘板に記入されている)、電気機器メーカーが各社のホームページで公開している高濃度 PCB 廃棄物に該当する型式等の情報を参照して行います。②の分類は、各機器から絶縁油を採取し、PCB 濃度分析して行います。

3. 当財団で実施している保管事業者への支援業務

保管事業者への支援業務は今年度から始めましたが、問い合わせの多い業務内容について下記にご紹介します。業務全体については当財団のホームページ(<http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/PCB/RG03.htm>)を参照して下さい。

1) 銘板調査

電気機器に付けられている銘板に刻印されている製造年月及び型式を調査し、機器情報リストを作成します。次に、このリストに基づき、高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物・非 PCB 廃棄物の 2 グループに分類します。

2) 絶縁油の採取及び PCB 分析

電気機器からの絶縁油の採取及び PCB 分析を行っています。この分析結果に基づいて、低濃度 PCB 廃棄物と非 PCB 廃棄物に分類します。特に、コンデンサは密閉タンク内に

絶縁油が封入されているため、絶縁油の採取が困難です。当財団では、コンデンサタンク上部にドリルで窄孔し、絶縁油を採取した後、特別な方法で封孔しています。窄孔の際に、絶縁油の漏洩ができるだけ起こらないように、またたとえ漏洩が生じても環境中への拡散を最小限にとどめるためのノウハウを蓄積しています。また作業用の保護具等は、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部から通達されている「PCB 廃棄物の作業等における安全衛生対策要綱」に準じています。

コンデンサに窄孔している作業状況を写真 4 に示します。



写真 4 コンデンサの窄孔状況

優良性評価制度

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

情報開示の検索機能を向上!!

優良化推進事業の大きな柱である「優良性評価制度」は、平成17年4月に始まってから約1年半が経ちました。本制度では、「遵法性」「情報公開性」「環境保全への取組」の3つを評価基準の大きな柱としており、「情報公開性」については、会社情報、許可情報、施設及び処理の状況、経営財務、料金、組織体制、地域融和に係る各項目をインターネットで公開していることが基準となっています。多くの処理業者が、当財団のホームページ『産廃情報ネット』にある「情報開示支援システム」にデータ入力し情報公開を継続的に行っています。当初1年間の経過措置（最低必要な情報公開の期間を5年間ではなく6ヶ月に短縮する措置）も本年4月1日に終了し、多くの都道府県・政令市の取組みの足並みも揃い、今年度下期には適合確認申請が増えてくる見通しです。

当財団では、今後、本制度が優良な処理業者の発展に役立つよう、環境省と協議しながら、処理業者の情報開示の促進や、排出事業者の本制度の活用の働きかけなど、さまざまな情報発

信やサービスを進めています。今回その一部をご紹介します。

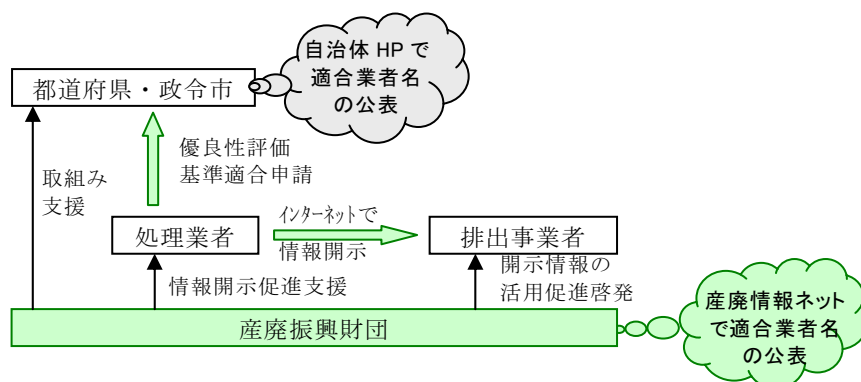
■排出事業者への支援

優良性評価制度の情報開示システム上で、排出者が処理業者を選択する際に、基準適合の有無、地域、廃棄物の種類、許可の種類(収集・処分)などの条件で、処理業者を容易に検索できるように、機能の追加・拡充を予定しています(平成18年度末供用開始予定)。

また、「開示情報の活用方法」や「優良性評価制度に関するQ&A」を順次ホームページに掲載しています。

■処理業者への支援

「優良性評価制度に関するQ&A」のホームページ掲載のほか、情報入力支援サービスや、情報開示内容の予備チェックサービス、情報更新忘れ防止アラームメールサービス等を平成18年10月からご提供しています。



情報開示入力支援サービス《有償》

情報開示のための入力を代行・支援するサービスです。

処理業者の方は、必要な情報を揃えてご提供頂き、当財団が産廃情報ネットの情報開示支援システムに入力し、最終的には処理業者ご自身が内容を確認した上で公開をするものです。

《特徴》

評価制度の適合確認を受けるためには、基準に沿った内容で一定期間以上情報公開することが条件の1つになっています。パソコン入力に不慣れな処理業者の方は、当財団のアドバイスを受けながら、情報公開をスタートすることができます。

情報開示予備チェックサービス《有償》

処理業者の情報開示が制度の基準に沿って行われているかどうかを、当財団が予備的にチェックし、報告書を作成・提供します。

《特徴》

情報開示が基準に沿って行われているかどうかを、当財団が予備的にチェックし、もし不十分な点があれば、報告書に記載いたします。(なお、優良性評価制度における適合確認は、制度上、都道府県・政令市が行うものであるため、本サービスは都道府県等による適合確認を保証するものではなく、また、都道府県・政令市に対して、適合性確認を求めるための証拠書類として効力を持つものではありません。)

News review

産廃処理業優良化事業の推進

ー環境省・平成19年度予算概算要求ー

PCB・石綿対策も本格化へ

環境省は、8月9日の省議を経て、平成19年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求額、総額1,215億1,100万円(対前年度比18.5%増)をまとめ、財務省に提出した。

この概算要求の背景は、7月7日に経済財政諮問会議が示した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で、2011年度を目標年度にした第2期構造改革の初年度として位置づけられ、歳入歳出一体改革を進め、目標の2011年度には基礎的財政収支を黒字化するもので、それまでに公共投資部門は5.6～3.9兆円の削減を必要としている。このため、平成19年度の概算要求基準でも公共事業は3%減とされる厳しい状況下での予算要求となった。

環境省は、概算要求にあたって、循環型社会形成推進基本計画を見直し、新たな計画を策定するとともに循環交付金の活用等により、廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進め、温暖化対策との相乗効果を図り、循環型の地域作りを加速する意向を示している。また、産業廃棄物対策では、不法投棄対策、適正処理推進のための処理業者の優良化推進事業、manifestoの普及促進、有害物質対策では、アスベスト対策、低濃度PC

B対策などに取り組む方針を明らかにしている。産業廃棄物関係予算要求額の内容を個別に紹介する。

(単位100万円)

○産業廃棄物処理業優良化推進事業 56→ 76

産業廃棄物処理業の優良化を推進するため、排出事業者及び処理業者に対し、優良性の判断のため評価制度の普及・活用促進を図る。

○電子manifesto普及促進事業費 98→ 110

「IT新改革戦略」で「平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるmanifestoの80%(排出事業者全体では50%)を電子化できるようにする」との目標が掲げられたことを踏まえ、電子manifestoの普及拡大を図るため地域ブロック別・業界別に説明会を開催するほか電子行政報告システムの構築など利用者のインセンティブ向上のための環境を整備する。

○石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業

0→ 11

法改正により創設された高度な技術による石綿廃棄物の無害化処理の大臣認定制度の円滑な運用を図る。

○低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業

18→ 33

既存の処理技術を活かして処理を進めるため、処理条件の検討、焼却処理実証試験等行う。

○PCB処理施設整備費 25,000→18,512

News review

セミナー開催

環境省関東地方環境事務所

現場対応のノウハウ蓄積と能力向上のために

環境省関東地方環境事務所では、関東地域内の都県及び政令市と関東地方環境事務所の広域連携方策の一つとして、関東ブロック管内の都県及び政令市の産業廃棄物対策の担当者を対象とし、現場対応のノウハウの蓄積及び能力の向上を図ることを目的とした、不法投棄対策のためのセミナー及び情報交換会(上期)を、平成18年8月23日、24日の二日間にわたり、事務所会議室等で開催しました。

当財団では、このセミナーの企画運營業務を受託し、講演内容の検討、講師陣の手配や講演会、情報交換会や夕食を兼ねた意見交換会の運営などにたずさわりました。

上期セミナーには、23 県市から産業廃棄物対策の担当者が参加し、5つの講演では、現場対応のノウハウ等を学び、意見交換会では、普段、なかなかできない他県市の担当者と、膝をつき合わせてのさまざまな情報や意見交換

ができたようです。セミナー最後の情報交換会では、不法投棄対策や未然防止対策のための各県市のパトロール情報交換や関東地域での一斉パトロールについての意見交換を行い、今後の連携に向けての第一歩を踏み出しました。また、参加者が現在直面している問題や不適正処理に対する取り組みについても情報交換を行うことができたと感じました。

上期セミナー概要

8/23(水)：1日目

開会式：あいさつ 環境省関東地方環境事務所所長 鈴木安次

講演1：環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室
大規模不法投棄対策専門官 加藤博巳

【我が国の産廃行政と不法投棄対策】(60分)

講演2：環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長 林里香

【事務所管内の不法投棄状況について】(30分)

講演3：群馬県森林・環境局廃棄物政策課係長 根岸義男

【群馬県における行政代執行の事例報告について
～石田川河川敷汚染修復事業】(90分)

夕食及び意見交換会(180分)

8/24(木)：2日目

講演4：公認会計士 山田咲道

【会計学の基礎知識】(110分)

講演5：当財団適正処理推進部次長 猿田忠義

【不法投棄等の未然防止対策について】(70分)

情報交換会：(60分)



不法投棄未然防止対策検討委員会・その5 (広域情報連携のあり方について) 検討結果の報告

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

1 検討の背景

当財団では、産業界や国からの出えんにより造成された基金により都道府県等が行う産業廃棄物の不法投棄等の支障除去に対する支援を行っているところですが、この基金をより効果的に運用するために、種々の取り組みを行っています。

この取り組みのひとつとして、本年3月に「不法投棄未然防止検討委員会(その5)」(委員長; 大塚直・早稲田大学法学部教授)を設置し、関東地方の都県国(環境省関東地方環境事務所)間の具体的な情報連携方策について、3回の委員会を開催し検討してきました。今般報告書が取りまとまりましたので、その概略を以下にご報告致します。

【検討委員】(○印: 委員長)

○大塚 直(早稲田大学法学部教授)、鈴木 道夫(橋元綜合法律事務所弁護士)、野尻 智治(茨城県生活環境部廃棄物対策課課長補佐)、新井 有明(栃木県生活環境部環境局環境整備課廃棄物対策室副主幹)、根岸 達也(群馬県環

境・森林局廃棄物政策課監視指導グループ係長)、山田 勇(埼玉県環境部廃棄物指導課監視・指導担当主査)、徳力 修(千葉県環境生活部産業廃棄物課主幹)、海老沢 広美(東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課主任)、柏崎 克夫(神奈川県環境農政部廃棄物対策課適正処理推進班主幹)、田海 直樹(新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課課長補佐)、安藤 幸夫(山梨県森林環境部環境整備課廃棄物不法投棄対策室室長補佐)、内藤 弘(静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室主幹兼産業廃棄物係長)、林 里香(環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長)

2 検討結果の概要

大規模不法投棄事案が依然散見される原因のひとつとして、広域に移動しかつ関係者が複数存在する事案に対し単独の自治体での対応には限界があり、自治体間や国との連携が不可欠であることが指摘されています。本検討は、都県国間の広域連携方策に関する当面の最重要課題

である情報連携について、廃棄物が広域に移動し不法投棄の発生が多い関東地方をモデルに、図1に示すとおり不法投棄等に関する情報蓄積や広域の情報交換を行うにあたっての考え方や具体的方法のあり方について整理したものです。

検討では、関東地方の都県及び関東地方環境事務所間で、環境省の「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標で5年以内に早期対応によりゼロとする5,000トン以上の不法投棄事案に関する情報共有について試行しました。その結果、試行に参加した全都県から試行での情報共有項目が適当であったとの回答を得ました。このことから報告書では、委員会提言として、今後関東地方内の都県及び関東地方環境事務所間で少なくとも5,000トン以上の不法投棄の事案情報等を共有すべきとし、さらに国の不法投棄撲滅アクションプランの目標達成のためには、3,000トン程度以上の事案について情報共有を図り、都県や国の相互監視のもとで不法投棄の

拡大防止、未然防止に努めるべきとしています。また、情報共有項目として効果的であるとの意見が多い行為者情報については、情報システム上での工夫により「行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律」に抵触しないような情報共有も可能であり、都県国間でこういった手法を活用して情報共有が進められるべきとの提言がなされました。

関東地方以外でも広域不法投棄事案は発生しており広域情報連携は不可欠であるなかで、本検討結果が全国の地方単位での広域情報連携のための参考になれば幸いです。

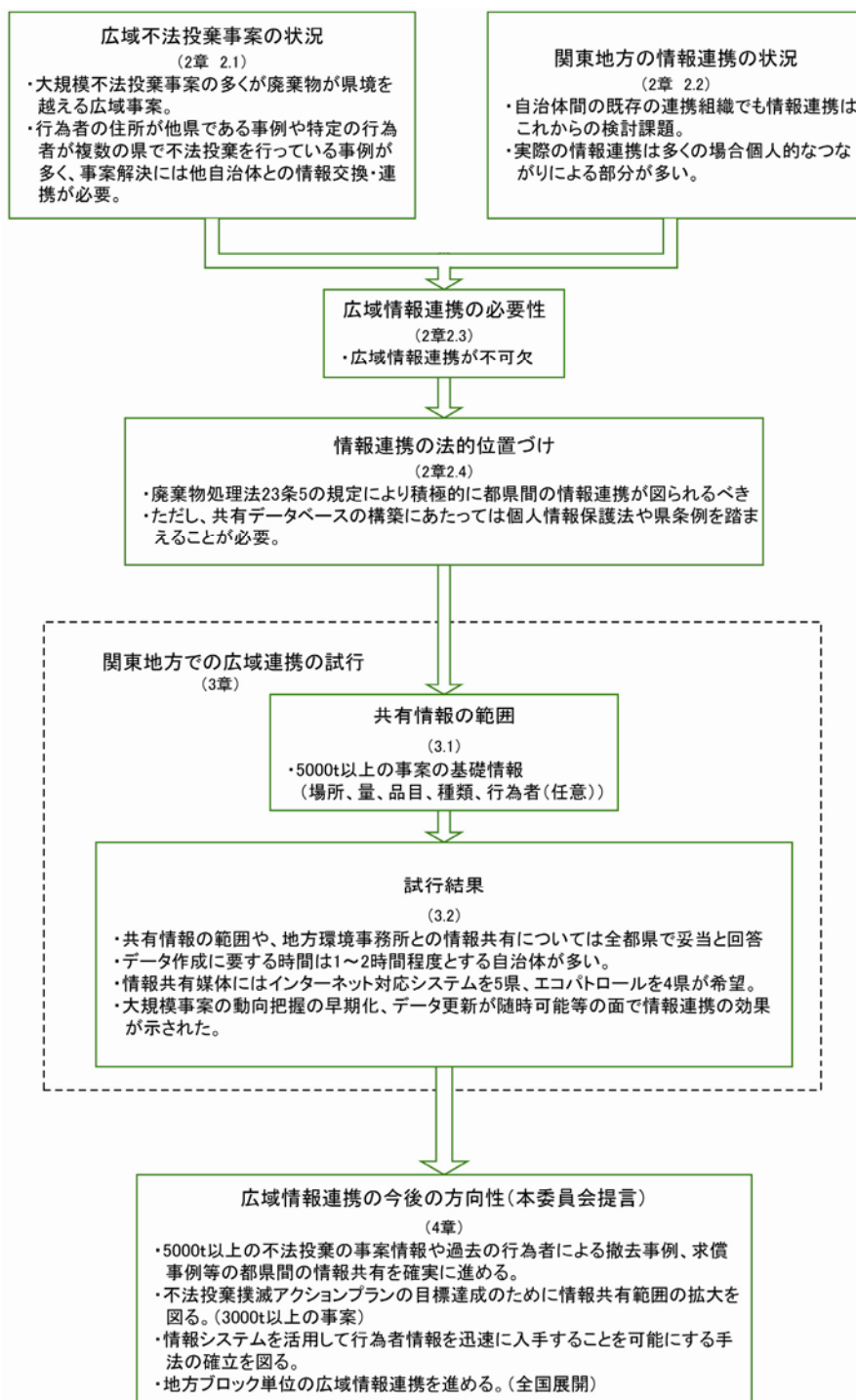


図1 検討の流れと検討結果(報告書)の概要

不法投棄事案対応支援事業 (専門家支援チーム)の取り組み

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案は、平成16年度において全国で673件発生しており、投棄量は、41万1,000トンに達しています。また、平成16年度末における不法投棄等の残存量は、1,579万トンとなっています。

このような現状の中で、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や拡大防止を図るためには、早期段階からの対応や適切な行政処分が必要であり、また、原状回復(生

活環境保全上の支障除去)にあたっては、対象者に対しての徹底した資産状況の調査や環境を考慮した効果的な支障除去の手法の検討等必要となります。

一方、自治体においては担当者数も限られ、専門知識が必ずしも十分でないことから、徹底した調査がなされていない事例も生じております。

このため、現場調査や関係法令に精通した専門家集団を派遣し、

現場で自治体を支援することを通じて未然防止・支障除去等対策の実行の徹底を図るため、環境省から本事業の委託を受け、当財団が自治体に専門家支援チームの派遣し、現場において自治体の職員の方に助言を行っております。

この事業は、平成15年度から始まり、本年度で4カ年を迎え、一定の成果が蓄積され、豊富な経験を踏まえて各自治体への専門家支援チームの派遣を実施しております。

..... 専門家支援チームを派遣した事例の紹介

事例 1

安定型埋立処分場において、許可品目以外の物が埋立処分されたことに伴い埋立物の撤去を行った後、廃棄物処理法違反で産業廃

棄物処理施設設置許可取り消し及び産業廃棄物処分業更新許可の不許可処分を行ったことにより、事実上倒産したケースであった。



当該処分場からの浸出水の汚濁の原因は、処分場内部からの洗い出し効果と有機物の分解等であると考えられる。浸出水のBODの推移が低下しても一時的な現象と考えられる。微生物による分解は

それほど早いものではないので、短期間に水質が改善することは望めない。そのため、根本的な改善を望むならば、強制的に微生物による分解を促進するか、強制的に洗い出しを行わない限りは、BOD値が数年で大幅に下がることはない。このため、対策の一つとして、処分場に流入する降雨や湧水等をできるだけ排除することが重要である。遮水壁による対策も考えられるが、コスト面を考えると廃棄物への覆土、表流水排除のための側溝の設置等がまず必要であり、効果的である。

当該事案は、措置命令等を発せず、県自らが対策を講じている状態にあり、相手方(行為者等)に費用請求することは困難であると考えられる。

よって、相手方に対して措置命令を発することにより債権の確保が必要となる。

当該処分場の許可を件が取り消したとしても、当該処分により生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、当該法人及び役員に対し、その支障の除去等の措置を命ずることが重要である。

当該土地に関して、共有持ち分の中で法人の役員である2名については、債権として押さえることは可能であるが、押さえるべき債権が存在しない。

行為法人は倒産しており、破産管財人は行為会社に資産がないと判断しているが、事実関係から

考えると、土地所有者は無償で会社に貸している」と推察されるため、行為法人に土地の賃借権はない。当該土地の所有は行為法人の関係者4名と周辺住民2名であり、行為法人の社長は、個人破産しているために破産管財人の権限下におかれる。しかし、それ以外の土地所有者である法人の元役員などの財産は、破産管財人の権限外なので、求償対象として有効である。そのため、経営責任の観点から元役員と新たに役員になった者を対象として措置命令を発することが重要である。

当該事案について、関係者が支障除去を講ずることとなった。

事例2

行為法人が廃タイヤの処理施設を設置し、産業廃棄物処分量(中間処理業)の許可を得したが、廃タイヤを大量に処理施設に搬

入し、廃タイヤを処理することなく、経営不振となって倒産したケースである。

当該事案の行為者は、いわゆるベンチャー企業であることから資産調査は比較的容易であり、まず大株主である資本の供給をしている法人に対して過去の決算書、事業概況等の資料開示を求めることができ、これらの資料が入手できれば、行為法人の決算状況を把握できる。また、実際に関係者の自宅等へ行き、不動産の確認や車の保有状況などを調べることも大切である。預金等に関しては、取引銀行を代表取締役本人に聴取する必要がある。法人の取引銀行(メインバンク)に口座を開設している可能性が高いので確認が必要である。

土地・建物は競売されたが、廃タイヤの所有権は移動していないとのことであるが、競売により土地の所有権が移動すれば、付随して廃タイヤ所有権も移動しているはずである。電話等による問い合わせではなく、裁判所の競売記録から廃タイヤ及び処理施設が競売の対象であるか否かを確認する必要がある。

措置命令対象者については、行為法人はもちろん、個人としての代表取締役、及び役員、監査役

も対象となる。また、競落による土地所有者も対象となり得る。土地所有者は、廃タイヤが野積みされていることを知ったうえで、当該地を落札しているので、土地所有者の管理義務として撤去を要請し、撤去しない場合には措置命令の対象とすることも可能である。更に排出事業者の責任を問うことも可能であるため、代表取締役等へのヒアリング、会計事務所が所有している会計帳簿等から排出事業者を特定することも必要である。

以上の助言を参考に競売記録や住民票を入手し、関係者に対しての責任追求を行っている。



～ 不法投棄未然防止支援システム ～

(旧称エコパトロール)

本システムは、これまでの「エコパトロールシステム」に代わり平成19年度当初から運用を開始するものです。「エコパトロールシステム」は、国が開発したシステムを活用して当財団が運用してきたもので、不法投棄原状回復基金へ拠出して頂いている産業界からも不法投棄未然防止活動

の大きな柱として期待されてきました。しかしながら、開発から5年が経過しシステムが旧態化して参りましたので、ご利用者の方々の利便性と不法投棄の未然防止効果の向上を図ることを目的に、今般、当財団の自主財源により新システムを開発することと致しました。新システムは、平

成17年度の環境省関東地方環境事務所と当財団との共同研究事業でシステム活用に関する実証実験を行うなどして検討を重ねたものであり、都道府県等のご利用者の声を可能な限り反映したシステムとなります。

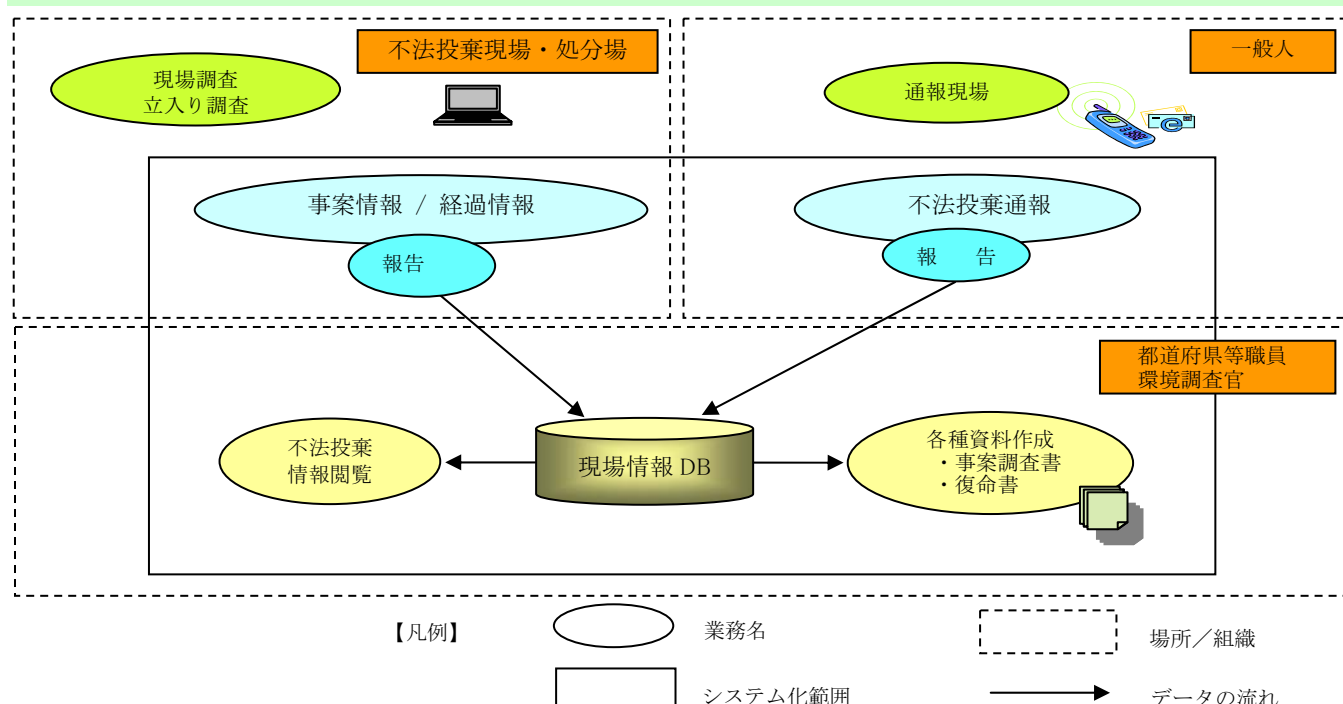
○特徴

- ・インターネット対応により担当職員の全端末や現場でも利用可能になります。
- ・他県の関与者情報の有無等の確認が可能になります。
- ・携帯電話で現在地の確認・登録・通報が可能になります。

○利用料金

- ・利用料金は年間 945 千円、1,260 千円（いずれも税込み）の2種類のみとし低廉化に努めました。詳細は資料をご請求ください。

システムイメージ図



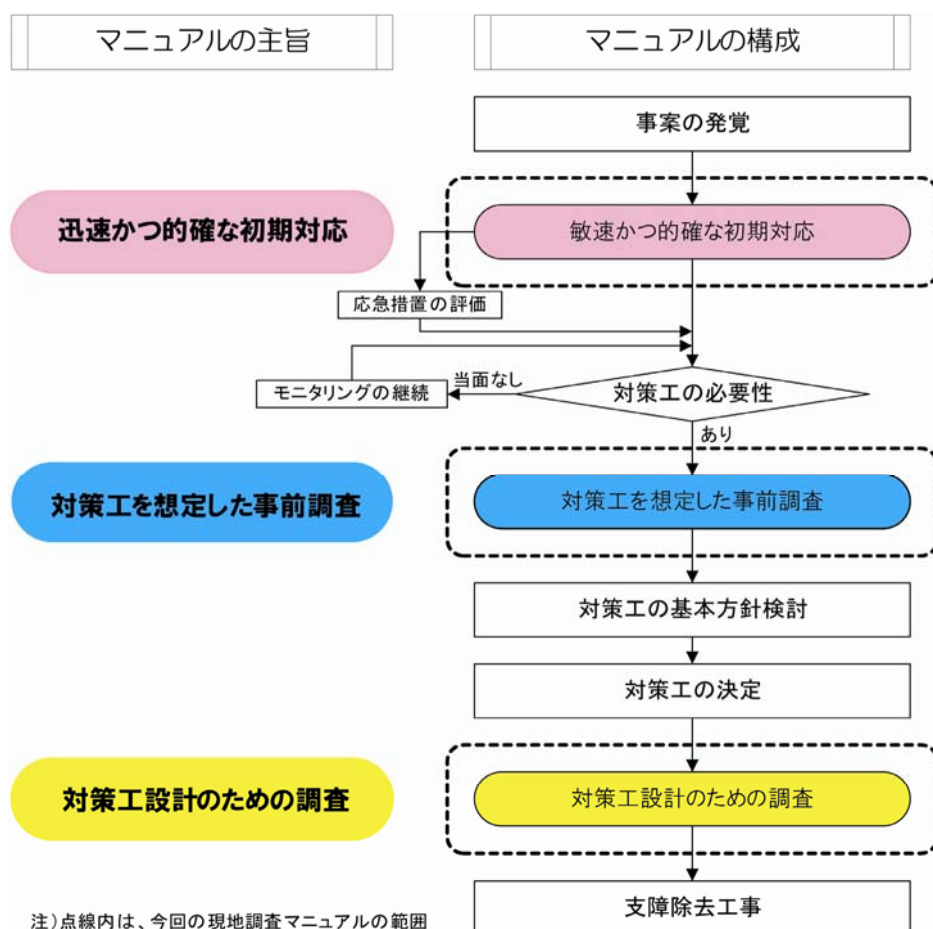
発刊

支障除去のための不法投棄現場等調査マニュアル

「産業廃棄物適正処理推進センター」の根幹的業務である都道府県等が行う産業廃棄物不法投棄等の支障除去等の措置への基金からの支援事業については、基金に限りがあるなかで事業をより一層、効率的に実施していくことが求められているところです。当財団では、合理的な支障除去のための調査や対策についての技術的な検討を行ってきたところですが、平成17年5月に設置した「原状回復支援事業技術検討委員会・その2」（委員長；島岡隆行 九州大学大学院環境システム科学研究センター教授）により、今般、「支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル」がまとまりましたので、概略をご報告致します。

本マニュアルは、概ね5,000トン以上の比較的大きな規模の事案を対象とし、とくに不法投棄発覚後の迅速な初期調査、応急措置や、経済的かつ効果的な全体調査がなされることを主眼として作成したものです。①迅速かつ的確な初期対応、②対策工を想定した事前調査、③対策工設計のための調査の3部構成とし、各々の調査の考え方や必要事項を整理しました。都道府県等の廃棄物担当部局の技術職員の方々を始め、コンサルタント、施工会社、処理会社及び廃棄物・環境関連の研究者、学生等の方々にも活用して頂くことを期待しています。

【大成出版社より11月発刊 価格：2,700円（税込み）】



支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアルの全体構成図

「誰でもわかる!!日本の産業廃棄物」発 売 中

平成 18 年版 環境省監修



平成 17 年度版に引き続き平成 18 年度版を発刊しました。

本年度版は、「アスベストに関する解説」と「循環型社会に向けた取り組みの解説」を充実させました。

オールカラーで、図表と写真を多用し、わが国の産業廃棄物を取りまく状況が一目で理解しやすいよう、コンパクトにわかりやすくまとめられた本書は、排出事業者である企業の方々や、次世代を担う子どもたちを対象とする環境教育の指導者など、さまざまな方に対して日本の産業廃棄物の「今」をわかりやすくまとめた 1 冊です。

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| ①産業廃棄物とは | 3-4 排出事業者責任 |
| ②産業廃棄物の排出・処理などの状況 | 3-5 その他の取り組み |
| 2-1 産業廃棄物の排出状況 | ④不法投棄された産業廃棄物への対応 |
| 2-2 産業廃棄物の処理状況 | ⑤公共関与による施設整備について |
| 2-3 産業廃棄物の運搬 | ⑥PCB廃棄物について |
| 2-4 産業廃棄物の処理施設の状況 | ⑦石綿を含有する産業廃棄物について |
| 2-5 不法投棄の現状 | ⑧循環型社会に向けた取り組み |
| ③産業廃棄物対策の内容 | 8-1 循環型社会基本計画の概要 |
| 3-1 産業廃棄物を取りまく施設体系 | 8-2 環境ビジネスの市場規模 |
| 3-2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃棄物処理法)のしくみ | 8-3 産業廃棄物処理の将来像と取り組み |
| 3-3 国などの不法投棄対策 | 8-4 情報技術を活用した廃棄物管理システム |

書籍名・部数・送り先住所、TEL、ご担当者名を明記してください。

○A4 版、52 頁(オールカラー)

価格 600 円(税込、送料別)

編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団

発行/(株)ぎょうせい

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

お申込みは
FAX で

FAX: 03 (3526) 0156

TEL: 03 (3526) 0155

編集後記

秋も深まってまいりました。「産廃振興財団ニュース」(vol. 14, No. 44) 平成 18 年 10 月号をお届けします。

巻頭ページは、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の木村祐二課長と、適正処理・不法投棄対

策室牧谷室長ならびに、当財団飯島専務理事の就任のご挨拶を掲載いたしました。石綿等の廃棄物に関しての廃棄物処理法の改正点の解説を環境省より寄稿いただきました。参考になさって下さい。今号では当財団

の事業について読者の皆様に役立つ記事を豊富に載せました。ご活用頂くことを願っております。

産廃財団ニュースについての忌憚のないご意見お待ちしております。

産廃振興財団NEWS

2006.10 Vol.14 No.44

発行日 平成18年10月30日

発行人 樋口 成彬

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています